

佐賀県教育委員会訓令甲第3号

本 庁
教育事務所
教育機関

佐賀県教育委員会電子署名規程（平成14年佐賀県教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

佐賀県教育委員会委員長 牟 田 清 敬

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p>（電子署名を行う文書の発信者等）</p> <p>第3条 電子署名を行う文書の発信者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会</p> <p><u>(2) 教育委員会委員長</u></p> <p><u>(3) 教育委員会委員長職務代理者</u></p> <p><u>(4) ~ (11) 略</u></p> <p>2 ~ 5 略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="235 949 1099 1169"> <thead> <tr> <th>鍵情報等格納媒体の種類</th> <th>鍵情報等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会、<u>教育委員会委員長、教育委員会委員長職務代理者、教育長及び教育長職務代理者の鍵情報等格納媒体</u></td> <td>教育支援課長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	鍵情報等格納媒体の種類	鍵情報等	教育委員会、 <u>教育委員会委員長、教育委員会委員長職務代理者、教育長及び教育長職務代理者の鍵情報等格納媒体</u>	教育支援課長	略		<p>（電子署名を行う文書の発信者等）</p> <p>第3条 電子署名を行う文書の発信者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会</p> <p><u>(2) ~ (9) 略</u></p> <p>2 ~ 5 略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1167 949 2027 1169"> <thead> <tr> <th>鍵情報等格納媒体の種類</th> <th>鍵情報等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会、<u>教育長及び教育長職務代理者の鍵情報等格納媒体</u></td> <td>教育支援課長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	鍵情報等格納媒体の種類	鍵情報等	教育委員会、 <u>教育長及び教育長職務代理者の鍵情報等格納媒体</u>	教育支援課長	略	
鍵情報等格納媒体の種類	鍵情報等												
教育委員会、 <u>教育委員会委員長、教育委員会委員長職務代理者、教育長及び教育長職務代理者の鍵情報等格納媒体</u>	教育支援課長												
略													
鍵情報等格納媒体の種類	鍵情報等												
教育委員会、 <u>教育長及び教育長職務代理者の鍵情報等格納媒体</u>	教育支援課長												
略													

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規

定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、この訓令による改正後の佐賀県教育委員会電子署名規程の規定にかかわらず、その教育委員会の委員としての任期中に限り、教育委員会の委員長及び委員長職務代理者に係る規定の適用については、なお従前の例による。